

令和5年度第1回 新潟市子ども・子育て会議 会議概要

開催日時	令和5年9月25日（月）午後1時00分～3時00分
会 場	白山会館 2階 胡蝶
出席委員	小池委員、茨木委員、郷委員、斎藤委員、佐藤委員、鈴木晴美委員、鈴木美和委員、違委員、長谷川委員、平澤委員、深海委員、眞杉委員、山岸委員  (出席13名、欠席7名)
事務局 関係課 出席者	こども未来部長、こども政策課長、こども家庭課長、児童相談所長、保育課長、地域教育推進課長、学校支援課長、教育総務課長補佐 他 各課 担当者
傍聴者	2名
内 容	<p>【議事】</p> <p>(1)新・すこやか未来アクションプランの進捗状況について</p> <p>資料1-1 新・すこやか未来アクションプラン(第2期計画)の成果指標</p> <p>資料1-2 新・すこやか未来アクションプラン(第2期計画)の進捗管理調書</p> <p>資料1-3 子どもの未来応援プランの進捗状況一覧</p> <p>○事務局より、新・すこやか未来アクションプランの進捗状況について、説明を行いました。</p> <p>○委員からは、次の意見・質問がありました。</p> <p>(佐藤委員)</p> <p>僕自身の経験報告ですけど、こども医療費が高校生までに実施されました。もちろん行政としては、子育て支援の一環として拡充したと思うのですが、とても大きなことで、先日ですね、ある高校生が、詳しい病状言えませんが、体の不調を訴えて親に相談したところ、「医者なんか行くな」と、「行ったら金がかかる」と言われて、受診ができなかったときは、高校で養護の先生に相談して、紹介されたと言って530円握りしめて来ました。保険証は役場からもらって、それで治療開始したのですが、こういう例があるのだなと思いました。</p> <p>特にもう一つは、望まない妊娠に関しても、本人がちゃんと知識さえあれば、早期にピルを使用することも可能なので、530円の自分の小遣いで自分の体を守れるということは大事なことで、ぜひ530円で受診できることを教育を通してでもですね、高校生、自分で判断できる年齢の子どもたちに教えてもらえるとこれは使い手があると思ったので述べさせてもらいました。</p>

(深海委員)

詳しい内容、数字は載っていないので、私の印象の話ですが、2点ほど、資料 1-2 で説明がありました放課後児童クラブと保育士の確保についてのところで、児童クラブの評価がAになっていましたが、私はあんまり児童クラブに良い印象を持っていないくて、職員の方の求人がよく出ているのを目にしたり、あとは、実際に利用されているお子さんが、ちょっと落ち着いていないなという印象を持つことがあるので、内容として、あまり良くないのかなという印象を持っています。あとは、保育士の確保についてのところですが、私は保育士の資格を持っているのですが、その時に受験生の方がたくさんいらっしゃるなという印象を受けました。私も資格は持っていますが、積極的に情報を取りにっていないので、細かい点については全くわからないので、養成所に通っている方だけではなくて、もう少し広く情報を得る場所があるといいなと思いました。

(事務局)

放課後児童クラブの関係で2点おっしゃってくださったかと思うんですが、一つ目の放課後児童クラブ職員の確保の面は、なかなかちょっと厳しいというか、感覚的というか、厳しいっていう声は実際聞きます。

なかなか現場の方というか、指定管理を請け負ってくださる事業者さんに伺いますと、ちょっと言い方に語弊があるかもしれないですが、どなたでもいいってわけではない、ということをおっしゃいます。きちんと、もちろん資格要件とかありますので、ちゃんとやっていただけるような方を採用しようと頑張ってくださいしているわけですが、なかなか退職された後を埋めるとか、そういうあたりは、なかなか苦労している、というのは実際お聞きしています。

(事務局)

保育課の南雲でございます。2点目の保育士確保についてですが、保育士修学資金貸付で養成施設に通う学生以外にももう少し周知というところでしたでしょうかね。こちらに貸付のその制度の方がまずは養成施設に通う学生に対してというところが一つございまして、もう一つがその潜在保育士の再就職準備金の貸し付けと2本立てになっております。私どもとしては、このどちらかというとその潜在保育士の貸し付けの方というのが、やはりどこに潜在保育士の方々が本当に多くいらっしゃると思いますけども、登録が県の方にされて、その後追いということができてないというか、やるすべがないといいましょか。登録して終わりというようなことも聞いております。県の方とも意見交換していきたいと思ひますし、県の連盟の方で、確かそういったところの委託なども受けて情報提供していくような事業もされていらっしやったと思ひますので、もう少し効果的に情報が届くような方法を研究し、少しでも早く、これゆっくりしてられない話だと思ひておりますので、何か方策を立てていきたいと思ひております。

(平澤委員)

保育連盟という言葉も出ましたので、少しお話させていただきます。深海さんのおっしゃった潜在保育士さん、潜在保育士と保育施設側とのマッチングを上手く運ぶのが、今、南雲課長のお話にもありましたが、新潟県保育連盟という県の組織です。県から委託を受けまして、平成 29 年からそういった事業を行っており、潜在保育士さんのご相談にはどんな相談にも乗りますので、お勤めになる気持ちが必ずしもなくても、まず保育連盟に今需要のバランスがどうかとか、ちょっとお声をかけてもらえれば、いろんなケースがありますので上手くマッチングできるかと思います。ただ今ほど保育課長の話にもあった通り、そこにどれだけ潜在保育士さんがいるか、ましてや固有名詞等になりますから、ちょっとそれは情報把握することはなかなか難しい面があります。

試験で資格を取得した方については、現場の体験がややもすると不足しているということで、現場の体験をやってもらうという意味も込め、実習体験的な補完的なセミナーも、サポートセンターでやっておりますので、そんなことを受講いただくことも大変効果的かなと思います。ぜひ、気軽に保育連盟の新潟県保育サポートセンターをお尋ねになっていただきたいと思います。最後、宣伝みたいになって恐縮ですが、よろしく願います。

(長谷川委員)

すいません。私も保育士確保に向けた取り組みの充実というところで、127-2の宿舍借り上げ支援事業ですけれども、実はこれ、私の娘が昨年度利用させていただいて、園に保育士として勤めながら、宿舍を補助していただきました。この制度は手続きがすごく大変で、実はもともと住んでいたところが、専門学校近くだったのですけれども、就職する際に3キロ圏内という規定がありまして、引越しをしなければいけないということで、就職が決まりましたら、すぐに園から3キロ圏内で探すことになりました。就業するための準備をするのと同時に宿舍を探すところと、その探したときの手続きと一時金を全て個人で負担したんですね。

敷金、礼金ですとかそういう手数料も全部こちら側で負担した状態で、毎月の家賃についての支援という形だったので、月々っていうところがすごく楽だったのですけれども、個人で問合わせをして宿舍を決めるのだけれども法人契約となるので、園の理事会を通して承認を得なければいけない。承認をいただいた状態で契約をしなければいけないということで、確か2ヶ月ぐらいで全てを終わらせなければいけなくて、引越しも含めて、ちょうど園の行事が重なるときに全部一緒にしなければならず、すごく私自身も娘と大変な思いをしました。実際にうちの娘はその園を今年の3月で退職してしまったのですが、その退職した時にまたそこにそのまま娘の名前で住むってなった時も、色々一時的にお金を払わなければならないということで、大変でした。その際に、園の方もその手続きがすごく大変なので、この制度を使うのをやめるといって、娘と同じように寄宿舎の支援を受けていた子も制度利用を打ち切られて

しまったっていう事を、娘の方から聞いています。ですので、なかなか契約をするまでも、いろいろなシステムが難しいとすごく感じましたので、そこら辺が早い段階で保育士や、園の経営者の方に伝わるといいのかなって思います。でも、本当にすごくいい制度で、就業中は娘もすごくその家賃で困ることもなく、のびのびと子どもたちと接することができましたので、少し仕組みを簡略化できるといいのかなということを感じました。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。

しっかりと利用されているところの声を聞き取りしながら、変えられるところを変えていきたいと思えます。

今年度は、法人への支払いを年度間1回の払いにしていたので、法人さんの方も、その間立て替えないといけないというところが大変だという話がありました。概算払いという形で、年度の途中で一旦お渡しするというのを、毎月毎月となると法人さんも市役所も事務が増えてしまうので、柔軟に対応することもさせていただいておりました。いろんな手続きの、こういったところが法人さんの方で大変なのかというのは、丁寧に聞き取りしながらできるところから改善していきたいと思えます。ありがとうございます。

(違委員)

後ろの方の9ページの給食の残食率について少し気になりました。たまたま子どもの学校では3年から給食が民間委託になりまして、その頃から市内のあちこちの小学校も民間委託されているかなと思っていたのですが、民間委託されることによって、調理工程の変化ですとか、仕入れ先のメーカーとか食べやすさに変化があったのかなと思ったので、質問させていただきました。

(事務局)

ご意見、ありがとうございます。残食につきまして、今のところわかっているのが、こちらに書いてあるコロナの概要というところですけども、残食の多さにつきましては、教育委員会としても、給食の懇談会というのを開いてご意見をお聞きしており、それも含めた全体的な給食の見直しへと進んでいるところですので、今しばらくお待ちいただければと思えます。

(鈴木美和委員)

私、新潟市の自殺対策協議会の委員をさせていただいて、その中での話も踏まえてお話をしたいと思うんですけど、その会議の中では、コロナ禍の中での自殺は増えています。

特に若年層です。中高生の自殺が増えているということがわかりました。私は企業で働く人たちの健康管理をしている観点から、やはりその親御さんのストレスが子どもにも伝わるので、お子さんの変化をキャッチできないという

ところで、その企業でのメンタルヘルス対策とか長時間労働などをどうするかとか、そういうところもすごく重要だという話になりました。この計画の中でぱっと見させていただいて命に関わること、項目としておそらくその資料 1-3 の 1 ページの命の講座だとか、プログラムとか道德教育とかその辺が関わってくるのかなと思いつながら、みさせていただいたんですけれども、わかる中でも中高生の自殺が増えている原因とかってというのは、そんなに詳しくは分析されていなくて、何が要因かということまではわからないけれども、この計画も、そういったその子どもたちを防ぐとか、子どもたちが生き生きと笑って過ごすには何があったらいいのだろうかみたいな、その課題をリンクできるのかなと思つて拝見していたところです。

(事務局)

学校支援課の内藤と申します。ご意見、ありがとうございます。学校支援課の生徒指導班というところがありまして、こういった自殺が増加している状況におきまして、自殺予防教育を各校で 100%実施するように今働きかけをしているところです。

基本的には、相談して 1 人で悩まないでということと、子ども達が SOS をどうやって発信したらいいのかということについて、教師の方から子どもたちに伝えることがまず一つ挙げられると思います。また、自分にはよいところがあるという指標のところ、各学校で支持的風土の醸成に新潟市では取り組んでいます。

子どもたち同士が高め合い、認められ、期待をかけ合う、そういった学級集団を作っていきましょうということで、支持的風土という言葉はだいたい小中学校の学級作りの基本となっています。そういった点で、子どもたちが笑顔で過ごせるように取り組めばいいと思います。

(小池会長)

説明、ありがとうございます。皆様、ご意見ありがとうございます。またお気づきの点等があるかと思つます。事務局の方に後ほど出していただければ対応していただけるかと思つますので、ぜひ忌憚ないご意見いただければというふうに思つます。新潟市の取り組みでプラスの面と、課題の両方出していただけたこと、本当によかったなと思つて聞かせていただいております。それでは議題の 2 点目に移ってまいります。市町村こども計画行きて、事務局から説明をお願いいたします

(2)市町村こども計画について

**資料 2** 市町村こども計画について

○事務局より、市町村こども計画について、説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(小池会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして皆様方からご質問・ご意見ございますでしょうか。先ほど、鈴木委員のご質問のところで、自殺とか命を守るというところについては、今までであれば、今説明していただいた大綱②の子供・若者育成支援の枠組みで取り組まれていたものを、この子ども計画という名称で一本化していこうということなので、子ども計画を作っていく中で盛り込まれてくるのかなと思います。

事務局の説明にありましたけれども、今ここに集まっていたいただいている皆様の任期が7年の8月31日までとなっておりますので、皆さん一緒に子ども計画策定にということになります。

(斎藤委員)

今ここにある子ども・子育て支援事業計画っていうのが、アクションプランのことですよ。それで新たに市町村子ども計画っていうのを作ってまた一つ本ができるってことですか。そうではなくて市町村子ども計画って本ができてその中にアクションプランの今までの内容が盛り込まれて一冊になるのか、それとも何か本が二つになるのか、一つになってどっちかが重なるのか、ご教示いただければと思います。

(事務局)

はい、ありがとうございます。ちょっと紛らわしいですけども、新しい子ども計画を作りなさいというのが、努力義務として示されたのですが、ただその新たな子ども計画は、今までであるこの子ども子育て支援事業計画と一体で作ることが可能と国から示されておりますので、新潟市も一体で、一つのものとして作ろうと考えております。

(斎藤委員)

整理すると、今ある本の中にこの子ども計画っていうのが盛り込まれるっていう形でしょうか。そうすると市町村子ども計画も審議をしながらそちらも審議をしていくのか、それとも同時に審議をするのか、つまり、単純に二つやるのかそれとも全部網羅して一つになるのか。

(事務局)

はい、一本化です。

(斎藤委員)

内容が増えて一本化形という認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

全部盛り込んだ感じで、一本化で考えています。

(小池会長)

斎藤委員、ご質問ありがとうございます。皆様もその辺どうなってるのかというところがあったかと思いますが、そういうご理解でいただければと思います。なので、非常に今回は幅広くなります。それこそ結婚のところからずっとって妊娠出産から若者のところまで全部含まれていくようなイメージになりますし、そういう年齢のところでの切れ目のなさと、運用横断的な切れ目のなさと両方が入っていくようなイメージのこども計画かなと個人的には思っています。最終的な大綱が国から出てきたのを見て、動き始められるという状況かと思えます。

できれば早く出してほしいなと、みんなが思っているというところかと思えます。はい。その他皆様ご意見・ご質問いかがでしょうか。

(眞杉委員)

こども基本法 11 条の子ども等の意見が目玉になっていると思っています。

昨年度、この会議って、元々の権利条例のところでも少し話が出たような気がするのですが、子ども参画の話で結局、委員に誰も子どもはいませんよね、というような話が出たような記憶がありまして、この資料 2-2 でも、審議会懇親会等への委員等の子どもや若者参画推進というのがあって、先ほど中学生より検証って話があったのですが、今まで以上に踏み込んだ子どもや若者の参加があるといいのかなと思いましたのでお伝えします。

(事務局)

はい、ありがとうございます。新潟市も子ども条例が昨年度できたことに伴って、子どもたちの意見を取り入れ、意見を表明できるように取り組んでおりますし、今年度の 4 月、こども基本法ができたことで、子ども施策、子ども施策といっても狭い範囲で本当に私達が、子ども未来部がやるような施策だけではなくて、かなり幅広くいろんな生活に関わるような、何か計画を作るとか、新しく制度を作るとか、そういう時は子どもや子育て中の当事者の方の意見を入れるよう、義務づけられています。

新潟市も全庁的に、どの分野の部署も施策を新しく決めたり、進めるとき、できる限り子どもの意見を聞くということで、今年、やり始めています。例えばアンケート調査ですとか、直接子どもたちと会って話を聞くですとか、SNS とかタブレット端末が今配布貸与されていますので、そういったものを活用した方法であるとか、いろんなやり方で、取り組み始めているところです。

その手法などについてもまたいろいろご意見いただければなと思っております。よろしく申し上げます。

(斎藤委員)

子どもの意見を反映しましょうって話ですが、我々、平澤先生もそうかもしれませんが、言葉を発せない子どもを預かっているんです。

例えば小学校中学校高校ぐらいうっているのは、ある程度自分で意見を言えるのでその意見を反映できるのですが、果たしてその小さい子どもたち泣き喚いているような子どもたちを施設に預ける。そうすると実際問題としてそのニーズと本当にその子どもたちが今どうなってるのかって事がわからないと思います。差があると思うんですよ。

なので、ぜひその部分では非常に難しいですけど、小さい子どもたちの声、発せられない子どもたち、その子どもたちがどういうことを考えているかというのを、何らかの形で絶対入れないと、と思います。

子どもと言っても結局今出てくるのは子どもというのは、やっぱり言葉を発せられる子どもたち、自殺とかそういうふうな話になると思うんですけど、本当にその声を発せられない、預けられてる、泣き喚いている子どもたちだけ、預けられてる場所がいいからそれ子育て支援だよ、っていうことでスルーされる。そういう状況は絶対無いようにしないと。子どもが真ん中っていうことをもし考えるならば、そういうふうにして何らかの声を拾っていかないと、絶対に将来的にその子どもは育っていかない。

なので、ぜひそこをどうするかっていうのを、例えば保育士の現場の人に聞いて子どもたちが今どういう状況なのかを聞くとか、脳科学の現状でどうなんかって聞くとかいったことをやらないと、小さい子どもたちの本当の声は反映されないとと思うんですよ。難しいとは思いますが、是非そういうことも考えていただきたいなという意見です。

(小池会長)

ありがとうございます。多分、子どもの声を聞くテーマにし始めると、エンドレスになると思うので、すいません。貴重なご意見で、ちょっと申し訳ないんですけども、このテーマでやるとこれから2時間多分皆様話せるので、このご発言は非常に大事なものであるため、会議の中でそういうご発言があったということについてはしっかりと受け止めて、皆様と共有していきたいと思っておりますし、声が出せないというのはいろんなパターンの子たちがいて、それぞれの立場の中で声を出せない子どもたちの存在を見ておられると思っておりますので、そこはしっかりと確認ができればと思います。

すいません、会長権限で進めさせていただきますけれども、子ども計画につきましてはそのような中で進めてまいりますので、どうぞ皆様ご協力のほどよろしくお願いたします。またこの件につきましてもご意見等ございましたら、後ほど事務局の方に提出していただければありがたいです。

#### 【報告事項】

(1)新・すこやか未来アクションプラン第3期計画策定に係るニーズ調査について

**資料3** 新・すこやか未来アクションプラン第3期計画策定に係るニーズ調査について

○事務局より、新・すこやか未来アクションプラン第3期計画策定に係るニーズ調

査について、説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(小池会長)

ご説明ありがとうございました。皆様の方からご質問等ございますでしょうか。ちょっと一旦私の方から確認ですが、現段階での質問項目というふうな理解でいいですか。先ほどにもありましたが大綱が出てきたときどういうふうに変わっていくかって11月実施で反映できるのかというのが心配ですが。

(事務局)

国の方も、まさに今このニーズ調査の指針を作っているところですので、そっちの方はしっかり踏まえさせていただきますし、おそらく指針の中で、大綱の項目についても、アンケート内容で意見を聞かなければいけない部分はここというところを指示していただけたらと思いますので、そちらの方を踏まえた上での発送を考えております。

(小池会長)

ぜひ大綱の内容に沿って取らないと、後の計画策定のところで反映できない、必要なデータが取れてないということが起こりうることになるので、そこは現段階のアンケートということで取っていただければと思います。皆様の方からはよろしいでしょうか。

(佐藤委員)

2点教えてください。配布するのが区によってみんな同じ数ですね。これなんでそうやるのかと、それから職場の人が悩み相談するときに手段を外したのはどうしてなのか。

(事務局)

資料3-1の一番下の表ですけども、配布をさせていただくのは一律ですけども、集計のときに対象者数、当然違いますので、全体で集約するときには、この人口比率のところを勘案して補正して集約をさせていただきます。こちらも、前回と同様にやらさせていただきます。

あともう一点ですね。削除になった部分について外した理由。相談するときの手段ですね。こちらは子育て相談相手の友人知人に対して例えば実際に会って話して相談するとか、例えばメールで相談するとか、そういったことを前回、伺ったんですけども、結果について、施策の中でちょっと反映に使っている部分が無かったということがありました。後々から何故こういうことを聞いたのということを、市民の方から伺ったときに、このような施策に反映させるというところで説明できないかなということで今回外させていただきました。

(佐藤委員)

僕の理解は得たかもしれないですけど。相談をしたい人たちはいっぱいいるわけですよね。それがどこで吸収されてるのかは調査に入らないですか。

(事務局)

どのような相談方法が使いやすいかというのはですね、聞かせていただく予定となっております。

資料3-2の問14、悩みや不安を実際に相談する人及び場所ということで、全体としては、どのような相談場所で相談したいですか、それが対面なのかメールなのか、またその他の方法なのかというところは聞いてお伺いする予定なんですけども、それ以外ですね、例えばその相談する相手として友人知人がいた場合、その方にどういった方法で相談するかを削除したということになります。

(小池会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは次の報告事項に移らせていただきます。報告事項2点目、新潟市子ども条例推進事業の進捗につきまして事務局から説明をお願いします。

## (2)新潟市子ども条例推進の進捗について

### 資料4 新潟市子ども条例推進に係る取組状況について

○事務局より、子ども条例推進の取組状況について、説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(小池会長)

はい、ご報告ありがとうございました。皆様の方からご意見・ご質問等ございますでしょうか。新たに権利救済の機関を設置されるということで、条例改正ということになります。では、特にご質問・ご意見等ないようでしたら、報告事項の3点目に移ってまいります。報告事項3点目、幼保部会の開催報告等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

## (3)幼保部会の開催報告等について

### 資料5 幼保部会の開催報告等について

○事務局より、幼保部会の開催報告等について、説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(小池会長)

ご報告ありがとうございました。皆様の方からご質問・ご意見等ございますでしょうか。幼保部会の方も無事、8月末に開催いたしましたので、この会議概要の方をまた確認していただいて見ておいていただければと思います。

以上で予定しておりました議事は全て終了いたしました。皆様の方から全体を通して追加等で何かご意見・ご質問等ある方、ございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。よろしいですか。

はい、わかりました。それでは進行の方は事務局でお話ししたいと思います。皆様、積極的なご意見等、ありがとうございました。